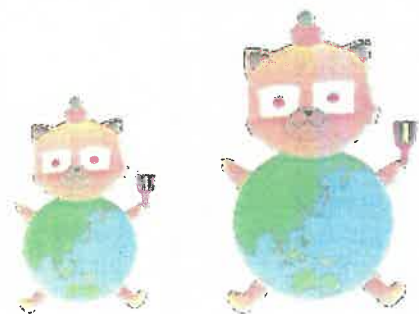


四国地区地域協議会(第7回)説明資料

技能実習制度の現状と課題について

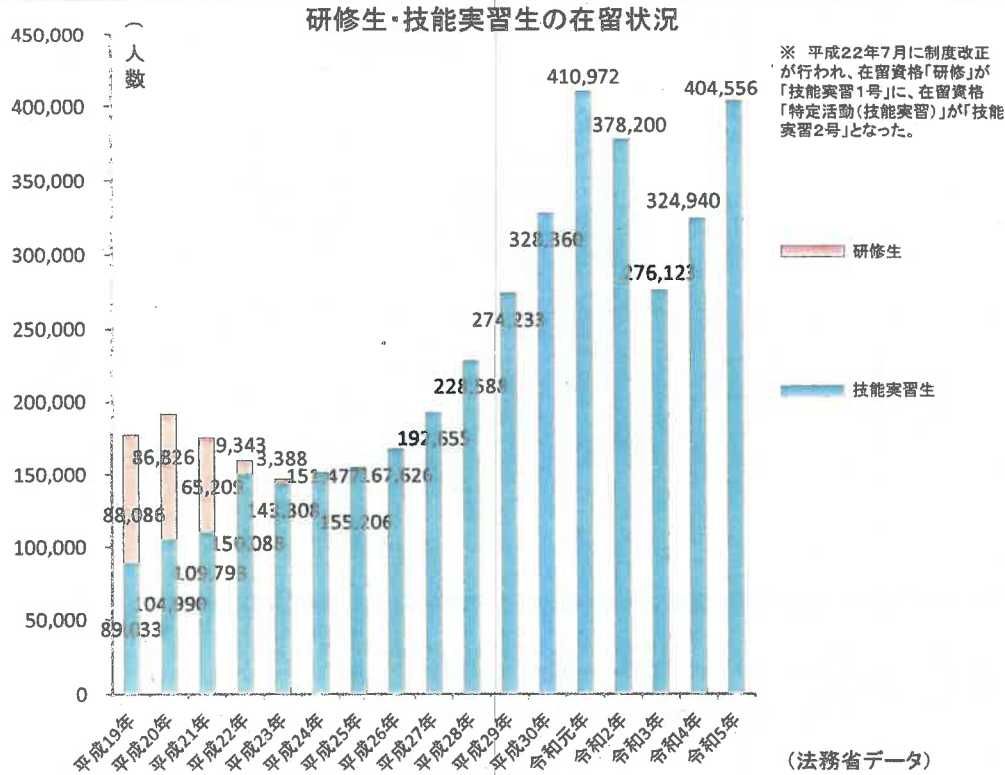


高松入管公式
マスコットキャラクター
たまもこ

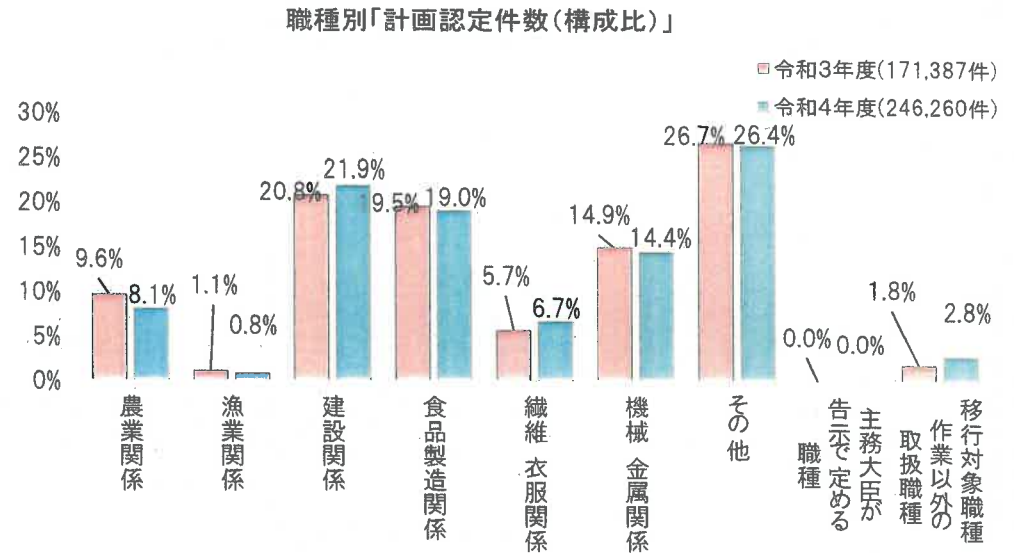
2024年8月8日
高松出入国在留管理局

技能実習制度の現状

1 令和5年末の技能実習生の数は、404,556人



3 職種別では、①建設関係 ②食品製造関係 ③機械・金属関係が多い。

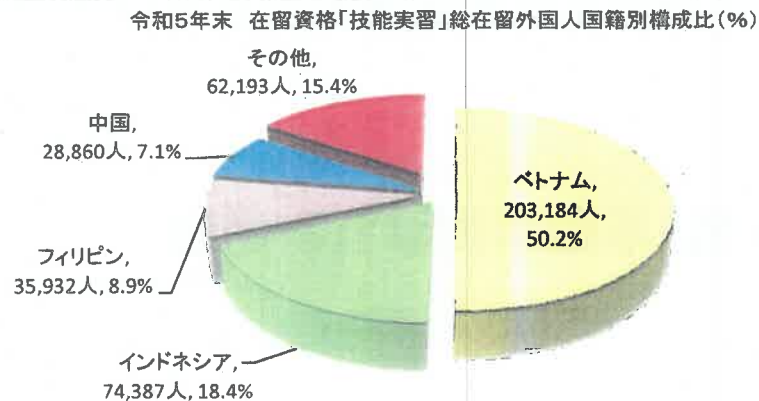


※「その他」には、家具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装、紙器・段ボール箱製造、陶磁器工業製品製造、自動車整備、ビルクリーニング、介護、リネンサプライ、コンクリート製品製造、宿泊、RPF製造、鉄道施設保守整備、ゴム製品製造の職種が含まれる。

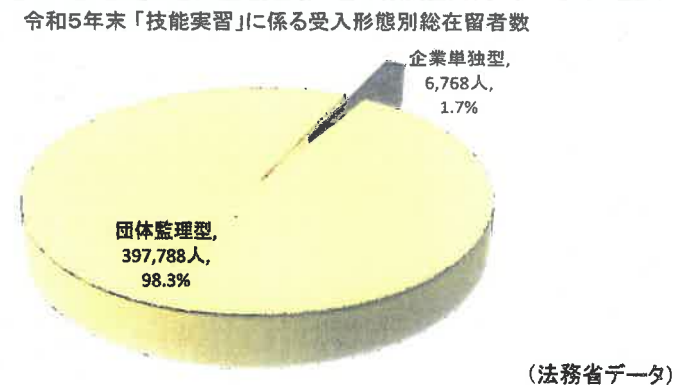
※本件数は当該年度に技能実習計画の認定を受けた件数であり、未入国の者等を含むため、在留者数とは一致しない。

(令和4年度「外国人技能実習機構統計」)

2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②インドネシア ③フィリピン



4 団体監理型の受入れが98.3%



職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数（令和5年末時点：404,556人）

1 農業関係（2職種6作業）（30,171人）

職種名	作業名	在留者数
耕種農業◎ (24,466人)	施設園芸	13,431
	畑作・野菜	10,538
畜産農業◎ (5,705人)	集卵	497
	殺豚	1,146
	養殖	1,999
	酪農	2,560

2 漁業関係（2職種10作業）（3,103人）

職種名	作業名	在留者数
漁船漁業◎ (1,348人)	かつお一本釣り漁業	273
	延縄漁業	41
	いが釣り漁業	119
	まき網漁業	470
	ひき網漁業	257
	刺し網漁業	32
	定置網漁業	115
	かに・えびかご漁業	40
	樽受網漁業△	1
	養殖業◎(1,755人)	ほたてがい・まがき養殖

3 建設関係（22職種33作業）（92,015人）

職種名	作業名	在留者数
さく井 (450人)	パーカッション式さく井工事	109
	ロータリー式さく井工事	341
埋設板金 (2,218人)	タクト板金	902
	内外装板金	1,316
冷凍空気調和機器施工 (844人)	冷凍空気調和機器施工	844
寝具製作 (302人)	木製寝具手加工	302
建築大工 (4,232人)	大工工事	4,232
型枠施工 (11,107人)	型枠工事	11,107
鉄筋施工 (9,952人)	鉄筋組立て	9,952
とび (26,542人)	とび	26,542
石材施工 (505人)	石材加工	256
	石張り	249
タイル張り (900人)	タイル張り	900
かわらぶき (493人)	かわらぶき	493
左官 (3,261人)	左官	3,261
配管 (3,556人)	建築配管	2,803
	プラント配管	753
熱絶縁施工 (1,377人)	保温断熱工事	1,377
内装仕上げ施工 (4,917人)	プラスチック系床仕上げ工事	410
	カーペット系床仕上げ工事	198
	鋼製下地工事	691
	ボード仕上げ工事	2,874
	カーテン工事	744
サッシ施工 (463人)	ビル用サッシ施工	463
防水施工 (3,658人)	シーリング防水工事	3,658
コンクリート圧送施工 (863人)	コンクリート圧送工事	863
ウェルポイント施工 (47人)	ウェルポイント工事	47
表装 (752人)	壁装	752
建設機械施工◎ (15,331人)	押し・整地	400
	掘込み	775
	掘削	10,392
	締固め	3,764
築造 (245人)	築造	245

4 食品製造関係（11職種18作業）（78,361人）

職種名	作業名	在留者数
缶詰巻締◎ (542人)	缶詰巻締	542
食肉処理加工業◎ (4,177人)	食肉処理加工	4,177
加熱性水産加工食品製造業◎ (5,740人)	節類製造	447
	加熱乾製品製造	949
	調味加工品製造	4,269
	くん製品製造	75

4 食品製造関係（11職種18作業）（続き）

職種名	作業名	在留者数	
非加熱性水産加工食品製造業◎ (13,612人)	塩漬品製造	6,629	
	乾乾品製造	2,173	
	発酵食品製造	1,024	
	調理加工品製造	396	
	生食用加工品製造	3,390	
	水産練り製品製造 (1,310人)	かまぼこ製品製造	1,310
	牛豚食肉処理加工業◎ (2,940人)	牛豚部分肉製造	2,940
	ハム・ソーセージ・ベーコン製造 (2,471人)	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	2,471
	パン製造 (5,386人)	パン製造	5,386
	そう菜製造業◎ (38,538人)	そう菜加工	38,538
農産物漬物製造業◎△ (627人)	農産物漬物製造	627	
医療・福祉施設給食製造◎△ (3,018人)	医療・福祉施設給食製造	3,018	

5 繊維・衣服関係（13職種22作業）（25,650人）

職種名	作業名	在留者数	
紡績運転◎ (673人)	前紡工程	65	
	精紡工程	203	
	巻糸工程	28	
	合ねん糸工程	377	
	準備工程	171	
	製織工程	996	
染色 (592人)	仕上工程	23	
	糸染染	157	
	織物・ニット染色	435	
	靴下製造	266	
	丸編みニット製造	83	
	たて織ニット生地製造◎ (190人)	たて織ニット生地製造	190
	婦人子供服製造 (17,288人)	婦人子供服縫製	17,288
	紳士服製造 (1,158人)	紳士服縫製	1,158
	下着類製造◎ (904人)	下着類製造	904
	寝具製作 (463人)	寝具製作	463
カーペット製造◎△ (169人)	織じゅうたん製造	2	
	タフテッドカーペット製造	27	
	ニードルパンチカーペット製造	140	
帆布製品製造 (916人)	帆布製品製造	916	
布はく縫製 (235人)	ワイシャツ製造	235	
座席シート縫製◎ (1,523人)	自動車シート縫製	1,523	

6 機械・金属関係（17職種34作業）（57,260人）

職種名	作業名	在留者数
鋳造 (3,384人)	鋳鉄铸件製造	2,325
	非鉄金属铸件製造	1,059
鍛造 (411人)	ハンマ型鍛造	106
	プレス型鍛造	305
ダイカスト (1,673人)	ホットチャンパダイカスト	152
	コールドチャンパダイカスト	1,521
機械加工 (10,375人)	歯車旋削	2,266
	フライス盤	1,796
	数値制御旋削	3,497
	マシニングセンタ	2,816
金属プレス加工 (8,726人)	金属プレス	8,726
鉄工 (5,074人)	構造物鉄工	5,074
工場板金 (3,705人)	機械板金	3,705
めっき (2,890人)	電気めっき	2,318
	溶融亜鉛めっき	572
アルミニウム陽極酸化処理 (404人)	陽極酸化処理	404
仕上げ (2,134人)	治工員仕上げ	291
	金型仕上げ	283
	機械組立仕上げ	1,560
機械検査 (5,697人)	機械検査	5,697
機械保全 (1,944人)	機械系保全	1,944
電子機器組立て (7,762人)	電子機器組立て	7,762

6 機械・金属関係（17職種34作業）（続き）

職種名	作業名	在留者数
電気機器組立て (1,994人)	回転電機組立て	373
	変圧器組立て	67
	配電盤・制御盤組立て	915
	開閉制御装置組立て	319
プリント配線板製造 (1,085人)	回転電機巻線製作	320
	プリント配線板設計	16
アルミニウム圧延・押出製品製造◎△ (0人)	プリント配線板製造	1,069
	引抜加工	0
金属熱処理業◎ (0人)	仕上げ	0
	全体熱処理	2
	表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）	0
	部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）	0

7 その他（21職種38作業）（109,945人）

職種名	作業名	在留者数	
家具製作 (2,161人)	家具手加工	2,161	
	印刷 (1,592人)	オフセット印刷	1,258
		グラビア印刷◎△	334
製本 (1,920人)	製本	1,920	
	プラスチック成形 (18,921人)	圧縮成形	1,667
	射出成形	15,406	
	インフレーション成形	693	
	フロー成形	1,155	
	手積み積層成形	852	
塗装 (13,251人)	建築塗装	3,517	
	金属塗装	5,579	
	鋼橋塗装	544	
	噴霧塗装	3,611	
溶接◎ (21,238人)	手溶接	3,187	
	半自動溶接	18,051	
工業包装 (14,148人)	工業包装	14,148	
	紙器・段ボール箱製造 (2,199人)	印刷箱打抜き	606
	印刷箱製箱	426	
	貼箱製造	291	
	段ボール箱製造	966	
陶磁器工業製品製造◎ (261人)	機械ろくろ成形	53	
	圧力焼成成形	42	
	ハッド印刷	166	
	自動車整備◎ (4,381人)	自動車整備	4,381
ビルクリーニング (6,483人)	ビルクリーニング	6,483	
介護◎ (15,909人)	介護	15,909	
リネンサプライ◎△ (2,200人)	リネンサプライ仕上げ	2,200	
コンクリート製品製造◎ (1,696人)	コンクリート製品製造	1,696	
宿泊◎△ (1,335人)	接客・衛生管理	1,335	
RPF製造◎ (99人)	RPF製造	99	
鉄道施設保守整備◎ (75人)	軌道保守整備	75	
ゴム製品製造◎△ (1,222人)	成形加工	943	
	押出し加工	170	
	混練り圧延加工	85	
	複合積層加工	24	
鉄道車両整備◎ (2人)	走行装置整備・解着装	2	
	空気装置整備・解着装	0	
木材加工◎△ (0人)	機械製材	0	

8 主務大臣が告示で定める職種（社内検定型の職種・作業（2職種4作業））（103人）

職種名	作業名	在留者数
空港グランドハンドリング◎ (103人)	航空機地上支援	0
	航空貨物取扱	59
	客室清掃△	44
ボイラーメンテナンス◎△ (0人)	ボイラーメンテナンス	0

9 その他非移行対象職種等（7,948人）

（注1）項目ごとに付している括弧内の人数は、各項目別の在留者数。（注2）職種・作業別の在留者数は、令和5年末時点の速報値である。（注3）職種・作業の項目は令和5年10月31日時点。（注4）◎の職種：技能実習評価試験に係る職種。（注5）△のない職種・作業は3号まで実習可能。

○ 技能実習法に基づく行政処分等の状況

令和6年7月1日現在

	監理団体		実習実施者		
	許可取消 (団体数)	改善命令 (団体数)	認定取消		改善命令 (実習実施者数)
			実習実施者数	取り消した 計画認定数	
合 計	49	32	527	6,725	15
平成30年度	1	0	8	151	1
令和元年度	4	0	23	244	2
令和2年度	13	2	77	1,001	6
令和3年度	13	10	177	2,080	6
令和4年度	12	15	114	1,723	0
令和5年度	5	5	120	1,403	0
令和6年度	1	0	8	123	0

技能実習生の失踪者数の推移(平成25年～令和4年)

\	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総 数	3,566	4,847	5,803	5,058	7,089	9,052	8,796	5,885	7,167	9,006
ベトナム	828	1,022	1,705	2,025	3,751	5,801	6,105	3,741	4,772	6,016
中 国	2,313	3,065	3,116	1,987	1,594	1,537	1,330	964	896	922
カンボジア	-	-	58	284	656	758	462	494	667	829
ミャンマー	7	107	336	216	446	345	347	250	447	607
インドネシア	114	276	252	200	242	339	307	240	208	367
タイ	64	50	34	37	95	82	61	62	74	70
フィリピン	52	56	88	91	89	65	85	48	47	70
モンゴル	39	29	36	31	31	38	42	36	31	55
ラオス	-	-	-	-	-	14	16	3	8	11
バングラデシュ	-	-	-	-	-	19	17	13	1	5
そ の 他	149	242	178	187	185	54	24	34	16	54

(注1) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの(技能実習終了後に、帰国困難等の理由により他の在留資格へ変更となった者は含まない。)

(注2) 「カンボジア」は平成27年分から、「ラオス」及び「バングラデシュ」は平成30年分から集計方法を見直したため計上が可能となったものである(それ以前の「カンボジア」、「ラオス」及び「バングラデシュ」の数値については、「その他」として集計していたため計上できない。)

職種別・技能実習生失踪者数(平成30年)

	番号	職種	人数
農業関係	1	耕種 農業	1,142
	2	畜産 農業	200
		小計	1,342
漁業関係	3	漁船 漁業	16
	4	養殖 漁業	120
		小計	136
建設関係	5	さく 井	8
	6	建築 板金	32
	7	冷凍空調 機器 施工	23
	8	建築 製作	8
	9	建築 大工	143
	10	型枠 施工	525
	11	鉄筋 施工	412
	12	とび	1,389
	13	石材 施工	16
	14	タイル 張り	36
	15	かわら ぶき	30
	16	左官	125
	17	配管	126
	18	熱絶縁 施工	19
	19	内装仕上 げ 施工	155
	20	サッシ 施工	14
	21	防水 施工	158
	22	コンクリート 送 施工	43
	23	ウエルポイント 施工	0
	24	養生 装	21
25	建設 機械 施工	332	
26	築炉	0	
		小計	3,615
食品製造関係	27	缶詰 巻 業	6
	28	食鳥処理 加工 業	58
	29	加熱性水産加工 食品製造 業	177
	30	非加熱性水産加工 食品製造 業	287
	31	水産練り 製品製造 業	10
	32	牛豚食肉処理 加工 業	54
	33	ハム・ソーセージ・ベーコン 製造 業	33
	34	パン 製 業	25
	35	そう菜 製 業	211
		小計	881
繊維・衣服関係	36	紡績 運 業	21
	37	織布 運 業	27
	38	染色	13
	39	ニット 製品 製 業	7
	40	たて綿 ニット 生地 製 業	2
	41	婦人子供 服 製 業	504
	42	紳士 服 製 業	28
	43	下着 類 製 業	4
	44	寝具 製 業	7
	45	力ベット 製 業	3
	46	帆布 製品 製 業	45
	47	布席はく 縫 製 業	7
48	産席 一ト 縫 製 業	21	
		小計	689
機械・金属関係	49	鋳造	59
	50	鍛造	3
	51	イカス	12
	52	機械 加工 業	107
	53	金属プレス 加工 業	124
	54	鉄場板	82
	55	工場	22
	56	めっき	23
	57	アルミニウム 陽極酸化 処理	1
	58	仕上げ	23
	59	機械 検査	31
	60	電機 機械 保全	41
	61	電子機械 器 組立	94
	62	電気機械 器 組立	8
	63	ブリント配線板 製 業	4
		小計	634
その他	64	家具 製 業	37
	65	印刷	18
	66	製本	23
	67	プラスチック 成形	155
	68	強化プラスチック 成形	13
	69	溶接	300
	70	包装	405
	71	工業 包装	137
	72	紙器・段ボール箱 製 業	15
	73	陶磁器 工業 製品 製 業	2
74	自動車 整備	16	
75	ビルクリーニング	36	
		小計	1,157
非移行対象職種	76	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	618
		合計	9,052

職種別・技能実習生失踪者数(令和元年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種業	924	
	2	畜産業	208	
		小計	1,132	
漁業関係	3	漁業	15	
	4	養殖業	97	
		小計	112	
建設関係	5	土木建築業	6	
	6	建築業	39	
	7	冷凍空調機器施工	23	
	8	建築器具製作	13	
	9	建築業	144	
	10	型枠施工	487	
	11	鉄筋施工	371	
	12	とび	1,420	
	13	石材施工	16	
	14	タイル張り	43	
	15	かわらぶき	22	
	16	左官	100	
	17	配管	138	
	18	熱線施工	15	
	19	内装仕上げ	137	
	20	サッシ施工	15	
	21	防水施工	147	
	22	コンクリート圧送	47	
	23	ウエルポイント	0	
	24	塗装	23	
	25	建設機械	386	
	26	築炉	0	
			小計	3,592
	食品製造関係	27	缶詰巻	6
		28	食鳥処理加工	51
		29	加熱性水産加工食品製造	155
30		非加熱性水産加工食品製造	257	
31		水産練り製品製造	25	
32		牛豚食肉処理加工	46	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン	29	
34		パン	40	
35		そいう菓製造	276	
36		農産物漬物製造	5	
		小計	890	
繊維・衣服関係	37	紡績	15	
	38	織布	22	
	39	染色	11	
	40	ニット製品製	5	
	41	たて編ニット生地製	4	
	42	婦人子供服製	397	
	43	紳士服製	25	
	44	下着類製	9	
	45	寝具製	18	
	46	カーペット製	3	
	47	帆布製品製	19	
	48	布はく縫製	7	
	49	座席シート縫製	21	
		小計	558	
機械・金属関係	50	鋳造	57	
	51	鍛造	0	
	52	ダイカスト	15	
	53	機械加工	156	
	54	金属プレス加工	115	
	55	鍛工	77	
	56	工場板金	45	
	57	めっき	35	
	58	アルミニウム陽極酸化処理	5	
	59	仕上げ	29	
	60	機械検査	30	
	61	機械保全	38	
	62	電子機器組立て	116	
	63	電気機器組立て	20	
	64	プリンター配線板製	3	
			小計	741
その他	65	家具製	42	
	66	印刷	22	
	67	製本	20	
	68	プラスチック成形	186	
	69	強化プラスチック成形	16	
	70	塗装	318	
	71	溶接	416	
	72	工業包装	108	
	73	紙器段ボール箱製	26	
	74	陶磁器工業製品製	5	
	75	自動車整備	33	
	76	ビルクリーニング	37	
	77	介護	3	
	78	リネンサブライ	20	
		小計	1,252	
非移行対象職種	79	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	521	
		合計	8,786	

職種別・技能実習生失踪者数(令和2年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種 農 業	544	
	2	畜産 農 業	101	
		小計	645	
漁業関係	3	漁船 漁 業	8	
	4	養殖 漁 業	54	
		小計	62	
建設関係	5	土木 井	5	
	6	建築 板金	44	
	7	冷凍空調機器 施 工	17	
	8	建築器具 製 作	3	
	9	建築 大 工	126	
	10	型枠 施 工	312	
	11	鉄筋 施 工	313	
	12	土工 び	979	
	13	石 材 施 工	16	
	14	土木 張 り	26	
	15	土木 瓦 ぶ	22	
	16	左官 官	82	
	17	配管 管	110	
	18	熱絶縁 施 工	11	
	19	内装仕上げ 施 工	131	
	20	塗装 シ 施 工	13	
	21	防水 水 施 工	106	
	22	コンクリート圧送 施 工	34	
	23	ウエルポイント 施 工	0	
	24	表装 装	14	
	25	建築設備機械 施 工	322	
	26	建築 炉	7	
			小計	2,093
	食品製造関係	27	缶詰 巻 製	6
		28	食品加工 製 業	30
		29	加熱性水産加工食品製造 業	60
30		非加熱性水産加工食品製造 業	147	
31		水産練り製品 製 造	16	
32		牛豚食肉処 理 加 工 業	29	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン 製 造	20	
34		パン 製 造	16	
35		そば 製 業	180	
36		農産物漬物 製 造	3	
37		医療・福祉施設給食 製 造	0	
		小計	507	
繊維・衣服関係	38	紡績 運 転	18	
	39	織布 運 転	20	
	40	染色 色	10	
	41	ニット製品 製 造	14	
	42	たて綿ニット生地 製 造	4	
	43	婦人子供服 製 造	249	
	44	紳士服 製 造	18	
	45	下着 製 造	4	
	46	寝具 製 作	2	
	47	カーペット 製 造	1	
	48	帆布製品 製 造	14	
	49	布はく 縫 製	4	
	50	座席シート 縫 製	23	
			小計	381
機械・金属関係	51	鋳造 造	36	
	52	鍛造 造	0	
	53	ダイカス ト	9	
	54	機械加工 工	78	
	55	金属プレス加 工	71	
	56	鉄 工	58	
	57	工場板 金	29	
	58	めっき 金	15	
	59	アルミニウム陽極酸化 処 理	4	
	60	仕上げ げ	17	
	61	機械検査 査	32	
	62	機械保全 全	23	
	63	電子機器組立 立	59	
	64	電気機器組立 立	16	
	65	プリンター配線板 製 造	7	
			小計	454
	その他	66	家具 製 作	23
67		印刷 本	9	
68		製本 本	11	
69		プラスチック成形 形	114	
70		強化プラスチック成形 形	8	
71		塗装 装	212	
72		溶接 接	281	
73		工業包装 装	101	
74		紙器・段ボール箱 製 造	30	
75		陶磁器工業製品 製 造	6	
76		自動車整備 備	27	
77		ビルクリーニング ン	53	
78		介護 護	7	
79		リネンサブライ ン	17	
80		コンクリート製品 製 造	0	
81		宿泊 泊	0	
		小計	899	
社内検定型	82	空港・グラウンドハンドリング	0	
非移行対象職種	83	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	244	
		合計	5,885	

職種別・技能実習生失踪者数(令和3年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種農	587	
	2	畜産農	91	
		小計	678	
漁業関係	3	漁船	5	
	4	養殖	50	
		小計	55	
建設関係	5	土木	10	
	6	建築	60	
	7	冷凍空調機器施工	25	
	8	建築器具製作	6	
	9	建築大工	157	
	10	建築枠組工	477	
	11	鉄筋施工	394	
	12	土木	1,527	
	13	石材施工	18	
	14	土木	32	
	15	土木	26	
	16	左官	94	
	17	配管	125	
	18	熱絶縁施工	28	
	19	内装仕上げ施工	165	
	20	塗装	15	
	21	防水	149	
	22	コンクリート圧送	40	
	23	ウエルポイント	2	
	24	表装	26	
	25	建設機械	453	
	26	築炉	9	
		小計	3,636	
	食品製造関係	27	缶詰	9
		28	食品加工	29
		29	加熱性水産加工食品製造	70
30		非加熱性水産加工食品製造	144	
31		水産練り製品製造	11	
32		牛豚畜肉処理加工	19	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造	11	
34		パン	21	
35		ソーラ菓	175	
36		農産物漬物製造	3	
37		医療福祉施設給食製造	6	
	小計	498		
繊維・衣服関係	38	紡績	9	
	39	織造	24	
	40	染色	5	
	41	ニット製品製造	11	
	42	たて総ニット生地製造	3	
	43	婦人子供服製造	277	
	44	紳士服製造	19	
	45	下着	6	
	46	寝具製作	7	
	47	カーペット	0	
	48	帆布製品製造	20	
	49	布座席	5	
	50	座席シート	23	
	小計	409		
機械・金属関係	51	鍛造	44	
	52	鍛造	1	
	53	ダイカスト	11	
	54	機械加工	73	
	55	金属プレス加工	63	
	56	鍛造	84	
	57	工場板金	23	
	58	めっき	21	
	59	アルミニウム陽極酸化処理	1	
	60	仕上げ	25	
	61	機械検査	36	
	62	機械保全	24	
	63	電気機器組立て	38	
	64	電気機器組立て	14	
	65	プリント配線板製造	3	
	小計	491		
その他	66	家具	32	
	67	印刷	22	
	68	製本	8	
	69	プラスチック成形	122	
	70	強化プラスチック成形	27	
	71	塗装	263	
	72	溶接	354	
	73	工	132	
	74	紙器・段ボール箱製造	26	
	75	陶磁器工業製品製造	5	
	76	自動車	43	
	77	ビルクリーニング	74	
	78	介	23	
	79	リネンサブライ	16	
	80	コンクリート製品製造	9	
	81	宿泊	0	
	82	RF製造	0	
	83	鉄道施設保守設備	0	
	84	ゴム製品製造	0	
	小計	1,158		
社内検定型	85	空港グランドハンドリング	0	
非移行対象職種	86	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	72	
	合計	7,167		

職種別・技能実習生失踪者数(令和4年)

	番号	職種	人数	
農業関係	1	耕種農業者	779	
	2	畜産農業者	169	
		小計	948	
漁業関係	3	漁船漁業者	14	
	4	養殖業者	79	
		小計	93	
建設関係	5	さく井	26	
	6	建築板金	99	
	7	冷凍空気調和機器施工	31	
	8	建築器具製作	7	
	9	建築大工	142	
	10	型枠施工	593	
	11	鉄筋施工	438	
	12	とび	1,785	
	13	石材施工	21	
	14	タイル張り	43	
	15	かわらぶき	24	
	16	左官	147	
	17	配管	173	
	18	熱絶縁施工	49	
	19	内装仕上げ施工	199	
	20	サッシ施工	17	
	21	防水施工	170	
	22	コンクリート圧送施工	49	
	23	ウェルポイント施工	4	
	24	表装	26	
	25	建設機械施工	666	
	26	築炉	8	
			小計	4,717
	食品製造関係	27	缶詰巻締	7
		28	食鳥処理加工業	33
		29	加熱性水産加工食品製造業	103
30		非加熱性水産加工食品製造業	173	
31		水産練り製品製造業	15	
32		牛豚食肉処理加工業	29	
33		ハム・ソーセージ・ベーコン製造	22	
34		パン製造	46	
35		そう菜製造業	251	
36		農産物畜産物製造業	4	
37		医療・福祉施設給食製造	14	
		小計	697	
繊維・衣服関係	38	紡績運転	4	
	39	織布運転	18	
	40	染色	8	
	41	ニット製品製造	9	
	42	たて綿ニット生地製造	6	
	43	婦人子供服製造	240	
	44	紳士服製造	13	
	45	下着類製	12	
	46	寝具製作	9	
	47	カーペット製	2	
	48	帆布製品製	14	
	49	布はく縫製	8	
	50	座席シート縫製	31	
			小計	374
機械・金属関係	51	鑄造	43	
	52	鍛造	0	
	53	ダクタイルカスト	11	
	54	機械加工	93	
	55	金属プレス加工	72	
	56	鉄工	103	
	57	工場板金	53	
	58	めっき	33	
	59	アルミニウム陽極酸化処理	2	
	60	仕上げ	23	
	61	機械検査	30	
	62	機械保全	23	
	63	電子機器組立て	33	
	64	電気機器組立て	23	
	65	プリント配線板製	4	
			小計	546
	その他	66	家具製作	36
67		印刷	24	
68		製本	13	
69		プラスチック成形	149	
70		強化プラスチック成形	16	
71		塗装	336	
72		溶接	435	
73		工業包装	165	
74		紙器・段ボール箱製造	25	
75		陶磁器工業製品製造	6	
76		自動車整備	57	
77		ビルクリーニング	93	
78		介護	75	
79		リネンサブライ	23	
80		コンクリート製品製造	33	
81		宿泊	3	
82		RPF製	0	
83		鉄道施設保守整備	0	
84		ゴム製品製	1	
85		鉄道車両整備	0	
		小計	1,490	
社内検定型	86	空港グランドハンドリング	0	
非移行対象職種	87	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	141	
		合計	9,008	

外国人技能実習生の失踪を発生させないために

失踪の原因

- 賃金等の不払いなど、実習実施側の不適切な取扱い
- 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

失踪を発生させないために日頃から配慮していただきたいこと

○外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、仕事内容について納得感をもってもらわなければならない。

雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。

○トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の仕組みや控除の理由を丁寧に説明してください。

技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。

○異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにすることが重要です。相手も自分と同じ価値観や指向だろう、という前提に立たないことが大切です。

○文化等の違いから、指導やアドバイスをしただけのつもりでも、相手に嫌な気持ちをさせてしまうことがあるので、注意をして接するようにしましょう。

技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反し誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。

技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は当然ながら許されません。

広報用動画の配信（日本語含め10か国語で対応）

○技能実習生等を対象に、制度概要や実習中に問題が起きた時の対処方法や相談先などを多言語で紹介する動画を配信しています。入国前後の講習等様々な機会において積極的に活用願います。



動画タイトル：外国人技能実習制度について（技能実習生・これから技能実習生になる皆様へ）※日本語含め10か国対応
掲載リンク：https://www.moj.go.jp/isa/about/pr/nyuukokukanri01_00182.html（出入国在留管理庁ウェブサイト）



もし失踪が発生してしまったら・・・？

Step1 所在把握のための取組

【ポイント】技能実習生の行方が分からなくなるなど、失踪の疑いが生じた場合

- 同僚の技能実習生からの情報収集や本人のSNSの発信状況を確認するなどにより、所在把握に努める。
- 送出国等と連携しながら、**本国の緊急連絡先(当該技能実習生の家族等)に対して、当該技能実習生からの連絡がないかを確認するとともに、本人に対して①監理団体等の保護下に戻る、②(監理団体等による保護を望まない場合は)外国人技能実習機構に連絡すること等を説得することを依頼する。**

- 失踪が発生させないことがまずは重要ですが、万一、失踪が発生した場合に備えて、技能実習生の本国等における緊急連絡先を把握しておくことが有効です。
- 監理団体には、技能実習の終了後に、**帰国が円滑になされるように必要な措置を講ずる義務**があります。その観点から、外国人技能実習機構への届出と並行して、**可能な限り失踪した技能実習生の所在把握に努めていただくことが重要**です。
- 昨今、友人やSNS等の情報を受けて一時的に失踪に至ったものの、その後翻意するケースもありますので、こうした取組はとりわけ重要になります。

Step2 外国人技能実習機構への連絡

【ポイント】失踪が発生し、技能実習の実施が困難となった場合

- (団体監理型実習実施者の場合)監理団体に対して遅滞なく連絡を行う。
- (企業単独型実習実施者又は監理団体の場合)技能実習の実施が困難になった事由が発生してから2週間以内に、機構の地方事務所・支所の認定課に**技能実習実施困難時届出書を提出**する。

※併せて、警察署への行方不明届出の提出を行ってください。

Step3 帰国措置又は復帰、転籍支援

- 所在が判明した場合は、本人の希望に応じて、帰国までの必要な措置、復職や転籍等の支援を実施してください。
- ※ 技能実習実施困難時届出書の提出後における同実習実施者への復帰及び転籍に当たって御不明点がある場合は、機構に御相談ください。
- ※ 専ら技能実習生の都合による転籍は認められませんので、留意願います。

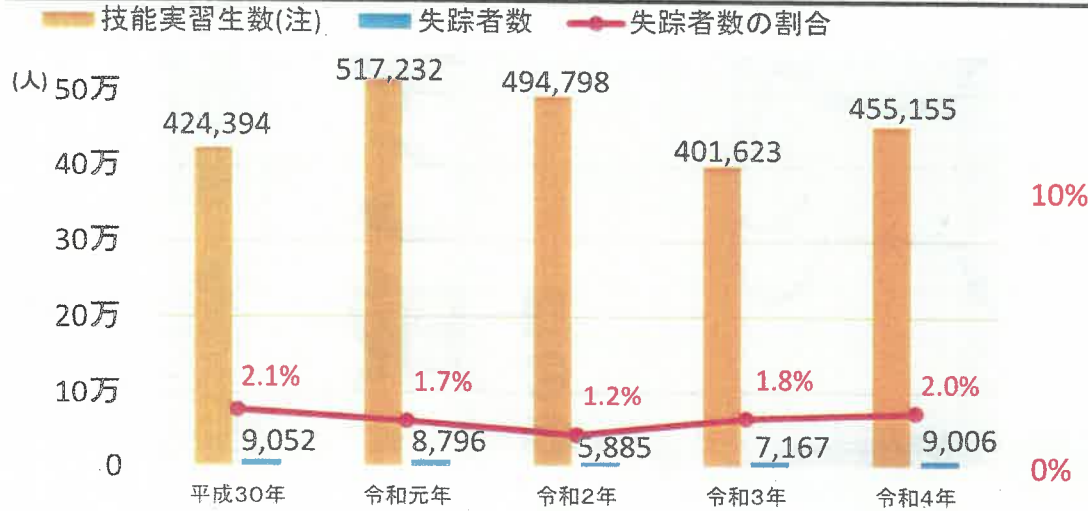
Step4 失踪理由の把握と再発防止策の検討

- 失踪の理由には、賃金未払い等の実習実施者側の不適切な取扱いも一部あることから、技能実習生の所在を把握した場合には、そういった行為が行われていないか本人や同僚の技能実習生からの聴取も含め、確認することが必要です。
- また、不適切な取扱いでなくとも、先の入国前の丁寧な説明やコミュニケーション等の配慮が行われているか、監理団体と実習実施者の間で自己点検を行っていただき、**再発防止に努めていただくことが重要**です。

失踪技能実習生を減少させるための施策

1 失踪の主な原因

- ◇ 賃金等の不払いなど、実習実施者側の不適正な取扱い
- ◇ 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情



(注)技能実習生数は、前年末の在留技能実習生と当年に新規入国した技能実習生の合計人数

2 これまでの取組

- ◇ 平成29年11月に施行された技能実習法の下、外国人技能実習機構による適正化に向けた各種取組
 - ・ 技能実習計画の認定制
 - ・ 監理団体の許可制
 - ・ 定期的な実地検査
 - ・ 母国語相談体制の充実
 - ・ 二国間取決めによる送出しの適正化
 - ・ 違約金の定めなどの不適正な契約を認知した場合は、監理団体の許可を取り消し、送出国政府に通報するなど厳正に対処
- ◇ 法務省技能実習PTによる制度の適正化に向けた検討 (PTにおける主な指摘事項)
 - ・ 失踪等事案の届出受理後の初動対応強化
 - ・ 二国間取決めや省令改正、在留カード番号等の活用などによる制度の適正化の一層の推進
 - ・ 技能実習生に対する支援・保護の強化

3 失踪防止に向けた主な施策

① 不適切な監理団体・実習実施者等を制度に関与させないための施策

- ・ 失踪者を出した送出機関・監理団体・実習実施者に対し、帰責性等を踏まえて技能実習生の新規受入れを停止
- ・ 相手国におけるブローカー対策を促すなど、二国間取決めに基づく対応の強化

② 実習中の技能実習生を失踪させないための施策

- ・ 失踪技能実習生を雇用した企業の刑事告発及び公表
- ・ 特定技能の調査に併せて、技能実習生からも処遇状況(賃金等支払状況や人権侵害の有無)についてヒアリング

③ 失踪した技能実習生の不法就労を防止する施策

- ・ 失踪をさせた企業から失踪先等に係る情報収集の強化
- ・ 在留カード番号等を活用した不法就労等の摘発強化
- ・ 失踪技能実習生の在留資格取消しの強化
- ・ 失踪技能実習生に係る情報の関係省庁との共有

④ その他

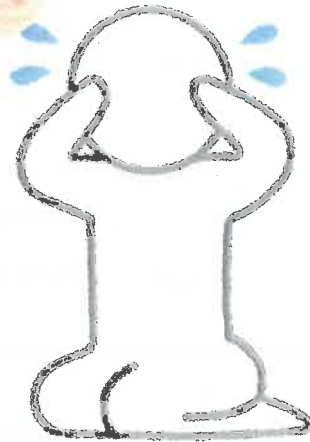
- ・ 失踪・死亡事案発生時の速やかな実地検査等の実施
- ・ 制度の厳格化について入管庁から監理団体に対して直接周知

※上記①～④の施策の実施に併せて、技能実習生に対する支援制度の周知徹底も行う。

らんぼう

乱

暴はダメ!!!



↓このリーフレットの掲示場所はこちら↓



必要なのは

思いやり。

※ 暴行等の人権侵害行為があると、技能実習生等の受入れができなくなります。



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

～外国人を雇用する受入機関の皆さんへ～
職場での
コミュニケーションにおすすめ



こうかんノート



日本語能力の向上

信頼関係ができて
悩みを相談しやすい

考えや気持ちの言語化

↓こうかんノートのサンプルはこちら↓



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

～外国人を雇用する受入機関の皆さんへ～

こうかんノート 始めてみませんか

- 日本語に慣れるので読み書きが上達します。
- 信頼関係の構築につながり悩みを相談しやすくなります。
- 考えや気持ちを整理し、言語化できるようになります。

↓こうかんノートのサンプルはこちら↓



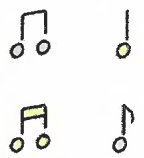
～にほんで はたらく みなさんへ～



かいしゃのひと

と

コミュニケーション



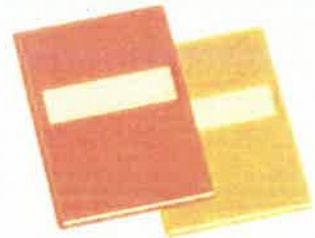
おはなし



アプリで
トーク



こうかんノート



↓こうかんノートのサンプルはこちら↓



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

～にほんではたらく みなさんへ～

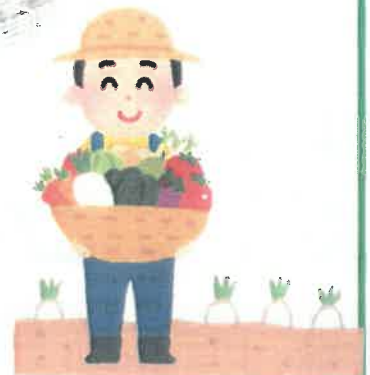
にほんではたらくまえに、
かならずかくにん☑



☑きゅうりょう



☑しごとですること



☑にほんのいえ



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

技能実習生の支払い費用に関する実態調査について（結果の概要）

出入国在留管理庁では、技能実習生の費用負担に関する実態を把握するため、外国人技能実習機構及び地方出入国在留管理局による実地検査等の機会を捉えて、技能実習生に対し、直接聴取を行いましたので、その結果の概要を公表します。

1 来日前の費用に関すること

(1) 来日前の支払い費用の総額

来日前に母国の送出機関又は仲介者（送出機関以外）に支払った費用の総額の平均値は、54万2,311円であり、国籍別の状況は下表のとおり。

支払費用総額 (n=1,369)	ベトナム (n=659)	中国 (n=281)	カンボジア (n=68)	ミャンマー (n=80)	インドネシア (n=242)	フィリピン (n=39)
平均値（円）	688,143	591,777	573,607	287,405	235,343	94,821

(2) 送出機関に支払った費用

来日前に母国の送出機関に何らかの費用を支払っている技能実習生は約85%。支払費用の平均値は、52万1,065円であり、国籍別の状況及び主な内訳別の平均支払額は下表のとおり。

	支払費用総額 (n=1,336…①)	主な内訳別平均支払額 (n=539…②)		
		派遣手数料	事前教育費用	保証金・違約金
ベトナム (①632, ②212)	656,014	320,272	94,302	29,339
中国 (①277, ②127)	578,326	371,629	58,831	5,952
カンボジア (①68, ②26)	571,560	429,788	109,144	14,051
ミャンマー (①80, ②34)	287,405	206,627	44,736	3,124
インドネシア (①242, ②115)	231,412	100,767	60,299	25,479
フィリピン (①37, ②25)	94,191	10,870	37,905	5,783
全体	521,065	269,303	73,663	19,503

(3) 仲介者（送出機関以外）に支払った費用

来日前に母国の仲介者（送出機関以外）に何らかの費用を支払っている技能実習生は約11%であり、支払費用の平均値は、33万5,378円。

(4) 来日するための借金

来日前に母国で借金をしている技能実習生は約55%。平均値は54万7,788円であり、国籍別の状況は下表のとおり。

借金総額 (n=993)	ベトナム (n=618)	カンボジア (n=65)	中国 (n=50)	ミャンマー (n=44)	インドネシア (n=130)	フィリピン (n=86)
平均値（円）	674,480	566,889	528,847	315,561	282,417	153,908

2 来日後の給料（来日前に説明を受けたもの）に関すること

- ・ 来日前に説明を受けた給料の平均値は、14万9,146円。
- ・ 実際に受け取った給料について、「期待どおり」又は「期待より多い」と回答した技能実習生が約79%、「期待より少ない」と回答したものは約21%。
- ・ 「期待より少ない」の理由は、「期待したよりも残業や休日出勤が少ない」との回答が約63%、「日本での給料の支払方法（税金や保険などが差し引かれること）を知らなかった」との回答が約33%となった。

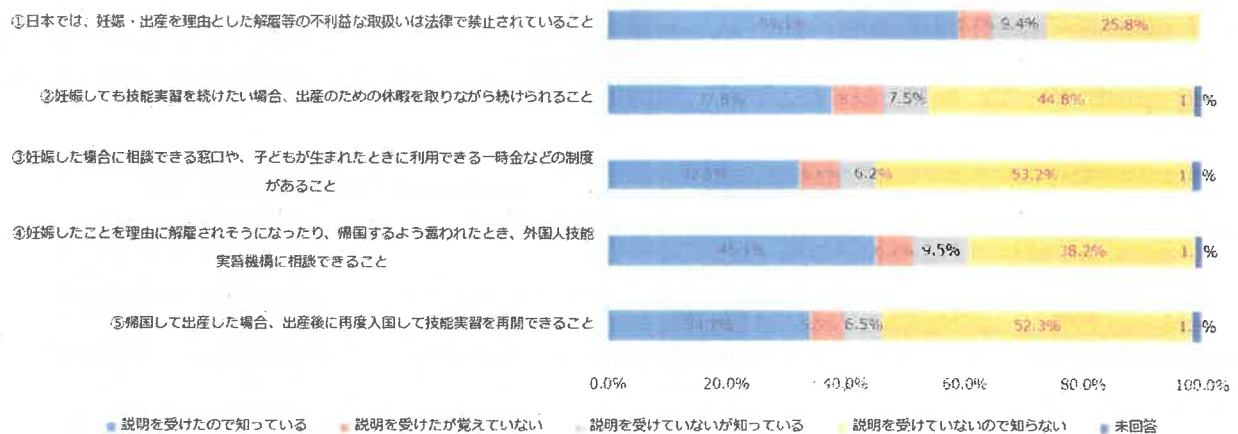
技能実習生の妊娠・出産に係る不適正な取扱いに関する 実態調査について（結果の概要）

出入国在留管理庁では、技能実習生の妊娠・出産に係る取扱いに関する実態を把握するため、外国人技能実習機構による実地検査の機会を捉えて、技能実習生に対し、直接聴取を行いましたので、その結果の概要を公表します。

1 妊娠・出産に係る制度の認知・説明状況に関すること

妊娠・出産に係る制度のうち、妊娠・出産を理由とした不利益取扱いの禁止について、監理団体、実習実施者又は送出機関（以下「監理団体等」という。）から説明を受けて知っている者の割合は約60%、外国人技能実習機構に相談できることについては約45%であった。その他、出産のための休暇制度、妊娠に係る相談窓口や出産一時金の制度、帰国後に再入国して実習が可能であることについては、説明を受けて知っている者の割合がいずれも3～4割であった【図1】。

【図1】



2 監理団体や実習実施者、送出機関による不適正な取扱いに関すること

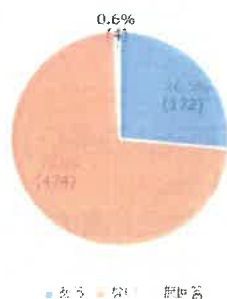
(1) 不適正な発言（妊娠したら仕事を辞めてもらう等の発言）

監理団体等から不適正な発言を受けたことがある技能実習生の割合は、26.5%となった【図2】。そのうち、送出機関から言われた者の割合が73.8%と最も高く、監理団体が14.9%、実習実施者が11.3%となっている。

(2) 不適正な契約（妊娠したら仕事を辞める等の内容の契約）

監理団体等との間で不適正な内容を含む契約を締結したことがある技能実習生の割合は5.2%となった【図3】。そのうち、送出機関との間で不適正な内容を含む契約をした者の割合が70.3%と最も高く、監理団体が21.6%、実習実施者が8.1%となっている。

【図2】



【図3】



妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません

- ・妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益取扱いは法律で禁止されています。
- ・送出機関が技能実習生との間で、妊娠等を理由として帰国することを約束することは許されません。
- ・技能実習生から妊娠を伝えられた場合には、監理団体・実習実施者は技能実習生と話し合い、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応をしてください。

技能実習生の妊娠が分かったら

- 技能実習生は妊娠に戸惑い、技能実習を続けられるかなど大きな不安を抱えています。監理団体・実習実施者は、技能実習生向けリーフレットを渡し、技能実習をやめる必要はないことや、妊娠・出産についての支援制度を説明するとともに妊娠中・出産後の技能実習生に対して必要な措置を講じてください。

<妊娠中・出産後の技能実習生に配慮が必要なこと>

- ☑ 実習実施者は、妊娠中・出産後の技能実習生を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発生する場所等に就かせることはできません。また、妊娠中・出産後の技能実習生から請求があれば、時間外労働や休日労働、深夜労働をさせることはできません。
- ☑ 実習実施者は、技能実習生が妊産婦のための保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。
- ☑ 実習実施者は、技能実習生が医師等から、妊娠中に通勤緩和や休憩の取得等に関する指導を、妊娠中や出産後に作業制限や勤務時間の短縮、休業等の指導を受けた場合は、これらの措置を講じる必要があります。
- ☑ 監理団体・実習実施者は、上記対応によって、技能実習計画で定めた作業内容等の変更が必要となる場合は、外国人技能実習機構へ相談してください。

- 監理団体・実習実施者は、技能実習生の定期的な病院受診や市町村での手続（母子健康手帳の交付等）を支援し、安心して妊娠に向き合える環境の整備に努めてください。

技能実習生と話し合っていたきたいこと

- 監理団体・実習実施者は、技能実習を最後まで行えることを説明した上で、技能実習の継続意思や、日本での出産を希望するかを確認してください。
- 技能実習生が帰国を希望する場合には、「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書」（技能実習制度運用要領参考様式1-42号）を活用しつつ、実習の再開の時期や手続等について、技能実習生に説明し、技能実習を終期まで円滑に行えるよう努めてください。
- 技能実習生が実習終了を希望する場合は、円滑な帰国のために必要な措置を講じる必要があり、技能実習生に負担させることは禁じられています。
- 技能実習を中断又は中止することとなった場合には外国人技能実習機構に技能実習困難時届出書を提出してください。（同届出書を提出した場合であっても、技能実習計画の変更認定申請により、実習を再開することができます。）

技能実習生が日本で出産する場合の留意点

☑ 出産に際し日本で受けられる各種支援制度のほか、出産する病院の選択や入院手続、入院中必要な物や書類の用意など、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

【出産に伴う手当等の支援制度】

- ・健康保険や国民健康保険の加入者が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。また、健康保険の被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けられなかったときは、出産手当金が支給されます。これらの給付は、国籍や出産の場所等に関わらず、受けることができます。
- ・健康保険と厚生年金については、産前産後・育児休業期間中の保険料が免除されます（健康保険組合又は年金事務所で手続が必要です）。また、国民年金については、産前産後期間の保険料が免除されます（市区町村または年金事務所で手続が必要です）。

☑ 技能実習生が産前産後休業（※）を取得する場合は、技能実習の一時中断となるため、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届を提出する必要があります。また、在留資格の手続きについては、地方出入国在留管理局へ相談してください。

（※）産前産後休業

実習実施者は、産前は出産予定日の6週間前から、産後は原則として8週間、女性の技能実習生を就業させることはできません。

☑ 技能実習生に、育児休業制度の利用可否について説明し、取得希望を確認してください。一定の要件を満たした技能実習生から、育児休業の申出があった場合は、育児休業を取得させなければなりません。

育児休業は、「子どもが1歳6か月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者」が対象となります。

※労働契約の満了の時点は、在留期限ではなく、技能実習生の残りの技能実習期間や、次段階（第2号又は第3号）の技能実習を予定しているかで判断してください。

※育児休業給付金は、在留資格にかかわらず支給されます。

☑ お子さんの出生に係る届出等手続については、市町村や、在日大使館に確認するなどし、在留資格の取得手続については、地方出入国在留管理局に相談し、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

問い合わせ先:外国人技能実習機構 (TEL:03-3453-8000)

～各制度の問い合わせ先は、以下のとおり～

厚生年金について⇒年金事務所

育児休業について

国民年金について⇒年金事務所又は市区町村

産前産後休業について

健康保険について⇒加入先の医療保険者

(協会けんぽ加入者の保険料免除については年金事務所)

国民健康保険について⇒市区町村

在留資格について⇒入管庁

→ 労働局

- ・日本では、妊娠したことで解雇することは法律で禁止しています。
- ・送出機関や監理団体は、あなたの妊娠を理由に、**あなたに帰国を強制することは許されません。**
- ・解雇されそうになったり帰国するよう言われたら、**外国人技能実習機構(OTIT)へ相談してください。**OTITが支援します。※連絡先は裏面を見てください

妊娠したらどうしたらいいの？

- ☑ 妊娠に気付いたら、監理団体の相談窓口や実習実施先の責任者に妊娠したことを伝えましょう。
- ☑ 外国人技能実習機構や、住んでいる場所の相談窓口にも相談できます。
※連絡先は裏面を見てください
- ☑ 住んでいる市町村の窓口で、妊娠の届出をしましょう。
- ☑ 市町村の窓口で、母子健康手帳と妊婦健康診査の受診券などが貰えるので、妊娠中は定期的に妊婦健康診査を受診しましょう。

妊娠しても働けるの？

- ☑ 日本では、妊娠等を理由に解雇や不利益取扱いをすることは禁止されています。あなたが希望すれば、技能実習を続けることができます。
- ☑ 日本では、子どもが生まれる予定日の6週間前から仕事を休むことができます。

仕事を休みその間の給料がない場合、あなたが入っている健康保険から、出産手当金(いつもの賃金の平均6割程度)が支払われます。

出産後、技能実習を続けられる？

- ☑ 日本では出産後、あなたの身体の健康のため、原則8週間は仕事をすることができません。そのあと、技能実習を再開することができます。

仕事を休みその間の給料がない場合、あなたが入っている健康保険から、出産手当金(いつもの賃金の平均6割程度)が支払われます。

- ☑ 技能実習を中断し、帰国して出産した場合も、再度入国して技能実習を再開することができます。(手続きが必要です。)
- ☑ 技能実習の再開は、外国人技能実習機構などで手続きが必要です。技能実習の再開や再開時期の希望を監理団体・実習実施者に伝えましょう。

相談先

お困りごとは外国人技能実習機構(OTIT)に相談してください
(電話またはメールでの相談が可能です)

対応言語	対応日時	電話番号	OTIT 母国語相談サイトURL
ベトナム語	月～金、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-168	https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/
中国語	月、水、金、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-169	https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/
インドネシア語	火、木 11:00～19:00	0120-250-192	https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/
フィリピン語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-197	https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/
英語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-147	https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/
タイ語	木、日 11:00～19:00 (日曜：9:00～17:00)	0120-250-198	https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/
カンボジア語	木 11:00～19:00	0120-250-366	https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/
ミャンマー語	火 11:00～19:00	0120-250-302	https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/

妊娠中の心配ごとをはじめとした生活に関するお困りごとは住んでいる地域の相談窓口でも相談できます

地域における相談窓口
(外国人生活支援ポータルサイト)

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930004512.pdf>
※各窓口によって対応可能な言語が異なります。

多言語生活相談窓口
(一財)自治体国際化協会

http://www.clair.or.jp/j/multiculture/association/consultation_list.html

「生活・就労ガイドブック」にも
出産・子育てに関する情報が載っています

<http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



対応言語：日本語（やさしい日本語を含む）、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、クメール(カンボジア)語、フィリピン語、モンゴル語

改正法の概要（育成就労制度の創設等）

技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる。（公布の日から原則3年以内に施行（注1））

（注1）準備行為に係る規定は公布即施行

入管法

1. 新たな在留資格創設

- 技能実習の在留資格を廃止。「**育成就労産業分野**」(特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの)に属する技能を要する業務に従事すること等を内容とする「**育成就労**」の在留資格を創設（注2）。

2. 特定技能の適正化

- 特定技能所属機関（受入れ機関）が1号特定技能外国人の支援を外部委託する場合の委託先を、登録支援機関に限るものとする。

3. 不法就労助長罪の厳罰化

- 外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長罪の罰則を引上げ。（拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下→5年以下又は500万円以下 ※併科可）

4. 永住許可制度の適正化

- 永住許可の要件を一層明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由を追加。ただし、特段の事情がない限り、在留資格を変更して引き続き在留を許可。

（注2）さらに、一定基準に適合する企業の外国事業所の職員が技能等を修得するための「**企業内転勤2号**」の在留資格を創設。

4. その他

- 季節性のある分野において、派遣形態による育成就労の実施を認める。
- 制度所管省庁が**地域協議会**を組織することができるものとし、**地域の実情を踏まえた取組について協議**を行うものとする。
- 施行までに技能実習生として入国した者は、施行後、現段階から次の段階までの資格変更（例：1号→2号、2号→3号）を一定の範囲で認める。

育成就労法（技能実習法の抜本改正）

1. 育成就労制度の目的・基本方針

- 法律名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」(**育成就労法**)に改める。
- 育成就労制度は、育成就労産業分野において、**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、**当該分野における人材を確保**することを目的とする。
- 政府は基本方針及び分野別運用方針を定めるものとし、分野別運用方針において、各分野の受入れ見込数を設定するものとする。

2. 育成就労計画の認定制度

- 育成就労計画の認定に当たって、**育成就労の期間が3年以内（注3）**であること、**業務、技能、日本語能力その他の目標や内容、受入れ機関の体制、外国人が送出機関に支払った費用額等が基準（注4）に適合していること**といった要件を設ける。
- 転籍の際には、転籍先において新たな育成就労計画の認定を受けるとし、当該認定は、①**やむを得ない事情がある場合**や、②**同一業務区分内であること、就労期間（1～2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件（注5）を満たす場合（本人意向の転籍）**に行う。

3. 関係機関の在り方

- 監理団体に代わる「**監理支援機関**」については、**外部監査人の設置を許可要件とする**。監理支援機関は、受入れ機関と密接な関係を有する役職員を当該受入れ機関に対する業務に関わらせてはならないものとする。
- 外国人技能実習機構に代わる「**外国人育成就労機構**」を設立。育成就労外国人の転籍支援や、1号特定技能外国人に対する相談援助業務を追加。

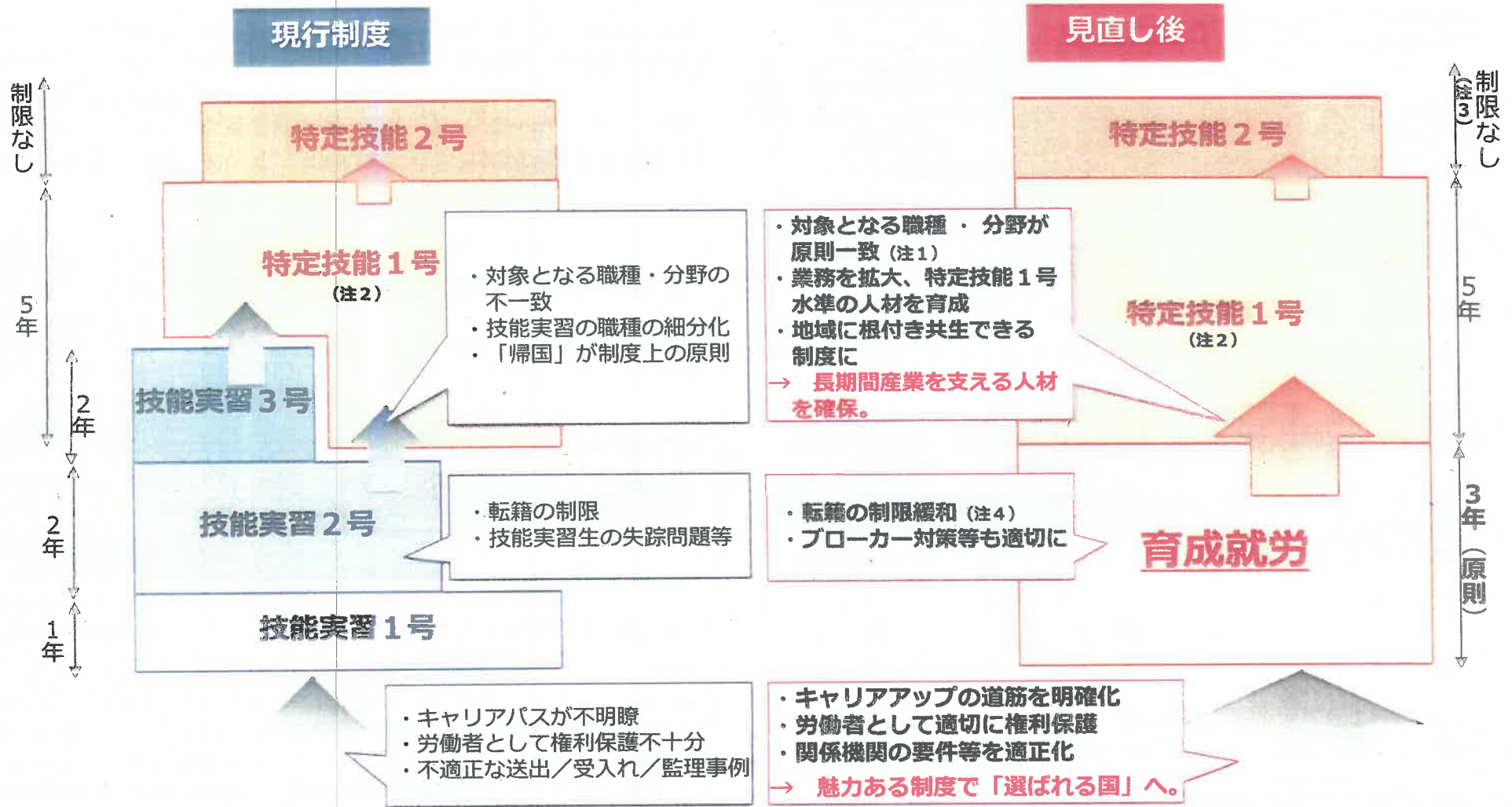
（注3）主務省令で定める相当の理由（試験不合格）がある場合は、最大で1年の延長可。

（注4）詳細な要件は、主務省令で定める。

（注5）詳細な要件は、主務省令で定める。具体的には、

- ・ 同一機関での就労期間については分野ごとに1年から2年の範囲で設定すること
- ・ 技能等の水準については、技能検定試験基礎級等及び分野ごとに設定するA1～A2相当の日本語能力に係る試験への合格
- ・ 転籍先が、育成就労を適正に実施する基準を満たしていることを要件とすることを予定している。

制度見直しのイメージ図



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年(分野ごとに設定)を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

表3 在留資格別在留外国人（令和5年末現在）

（単位：人）

在留資格	香川	対前年末 増減数(人)	愛媛	対前年末 増減数(人)	徳島	対前年末 増減数(人)	高知	対前年末 増減数(人)	合計	対前年末 増減数(人)
総数	17,312	2,234	16,384	2,642	7,949	940	6,129	788	47,774	6,604
教授	10	0	22	-5	19	3	18	0	69	-2
芸術	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
宗教	13	1	5	1	5	-1	2	-1	25	0
高度専門職	11	-2	17	0	9	1	7	-1	44	-2
1号イ	1	1	8	0	3	1	4	-3	16	-1
1号ロ	8	-3	7	1	4	-1	1	0	20	-3
1号ハ	0	0	1	0	1	1	0	0	2	1
2号	2	0	1	-1	1	0	2	2	6	1
経営・管理	45	14	42	7	42	7	13	4	142	32
医療	2	0	2	-1	17	-1	4	-3	25	-5
研究	0	0	0	0	3	1	1	-1	4	0
教育	61	-1	165	13	109	-1	146	5	481	16
技術・人文知識・国際業務	919	188	897	103	391	75	181	-10	2,388	356
企業内転勤	49	9	95	17	7	0	10	4	161	30
介護	142	40	49	23	79	24	27	6	297	93
興行	4	-2	22	13	33	22	3	1	62	34
技能	142	15	106	-8	112	18	92	9	452	34
特定技能	3,386	1,158	3,287	1,163	948	343	985	349	8,606	3,013
1号	3,384	1,156	3,287	1,163	948	343	985	349	8,604	3,011
2号	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2
技能実習	5,771	837	6,660	1,249	2,765	419	1,962	318	17,158	2,823
1号イ	43	-56	5	-34	5	-3	3	-10	56	-103
1号ロ	2,281	-373	2,703	15	1,027	-210	778	-94	6,789	-662
2号イ	90	13	56	-8	8	4	14	10	168	19
2号ロ	2,518	1,445	2,731	1,342	1,272	636	886	484	7,407	3,907
3号イ	45	-22	27	-6	9	1	7	2	88	-25
3号ロ	794	-170	1,138	-60	444	-9	274	-74	2,650	-313
文化活動	8	3	9	-1	5	3	2	-5	24	0
留学	778	-41	564	102	607	13	646	61	2,595	135
研修	10	-8	4	-2	2	-1	2	-3	18	-14
家族滞在	549	82	428	84	424	78	174	35	1,575	279
特定活動	254	-191	152	-254	263	-112	103	11	772	-546
永住者	3,144	139	2,081	79	1,437	39	1,008	16	7,670	273
日本人の配偶者等	599	13	609	60	301	6	274	10	1,783	89
永住者の配偶者等	174	2	60	-1	54	2	11	0	299	3
定住者	658	-7	310	26	152	11	97	-1	1,217	29
特別永住者	582	-15	798	-26	165	-9	361	-16	1,906	-66

表1 在留外国人数の推移（四国4県）

（単位:人）

区分	令和元年末 (2019)	令和2年末 (2020)	令和3年末 (2021)	令和4年末 (2022)	令和5年末 (2023)	対前年末% 増減率
総数	39,365	39,114	35,537	41,170	47,774	16.0
香川	14,266	14,174	13,043	15,078	17,312	14.8
愛媛	13,540	13,481	11,900	13,742	16,384	19.2
徳島	6,592	6,627	6,094	7,009	7,949	13.4
高知	4,967	4,832	4,500	5,341	6,129	14.8

【参考】在留外国人数の推移（全国）

（単位:人）

国籍・地域	令和元年末 (2019)	令和2年末 (2020)	令和3年末 (2021)	令和4年末 (2022)	令和5年末 (2023)	対前年末% 増減率
総数	2,933,137	2,887,116	2,760,635	3,075,213	3,410,992	10.9